

(3) 道路・交通の基本方針

【基本的な考え方】

- ◇鉄道駅など交通結節点の機能強化や、地域に密着したバス路線網等の維持・充実によって、誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ◇道路（広域幹線道路、幹線道路など）や鉄道駅周辺の整備を促進させるとともに、地域住民のニーズに適した総合的な交通体系の構築を図ります。
- ◇幹線道路の沿道における生活環境や景観に十分配慮し、必要に応じて、保全方策を講じます。
- ◇「精華町鉄道駅等バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが安心して利用できる鉄道駅のバリアフリー化や、高齢者・障害者などに配慮した人にやさしい移動環境の形成を推進します。

① 広域幹線道路

- 広域幹線道路は、国土軸と連絡し近隣の政令指定都市や中核市に入り出するなど、広域的な交通を処理する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する道路です。本町では、京都市と奈良市方面を結ぶ南北方向の広域連携軸である自動車専用道路の京奈和自動車道と、東西方向の広域連携軸である国道 163 号を広域幹線道路と位置づけます。
- 京奈和自動車道については、4 車線化による機能強化を促進します。
- 国道 163 号については、高規格化による機能強化を促進します。

② 幹線道路

- 幹線道路は、都市の骨格を形成するとともに、隣接都市との連携や都市内の各地域間の交通を円滑に処理する道路で、本町では以下に示す道路を幹線道路と位置づけます。
(南北方向)
 - (都市計画道路) 山手幹線 ((府道) 八幡木津線) については、菅井・植田地区で実施されている土地区画整理事業と合わせた全線供用と、4 車線化を促進します。

- 学研柏田西地区では、今後の土地利用計画などを考慮しつつ、京田辺市側の開発と連携した幹線道路 ((仮称) 南田辺柏田中央線) の整備について、関係機関と検討します。
 - (府道) 奈良精華線は、文化学術研究エリアにおける南北方向の骨格となる路線であり、引き続き持続的な維持管理について関係機関と調整します。
- (東西方向)
- 本町北部地域における東西方向の骨格となるとともに、京奈和自動車道下柏 I.C. をはじめ学研都市の柏田西地区と JR 下柏駅を結ぶ (町道) 僧坊・旭線の未整備区間の整備を図ります。
 - 学研柏田西地区では、今後の土地利用計画などを考慮しつつ、柏田西地区の開発と併せた、(町道) 僧坊・旭線から (仮称) 南田辺柏田中央線及び (府道) 生駒井手線方面への接続道路の整備について、関係機関と協議します。
 - 鉄道の東西を結んでいる (府道) 枚方山城線 ((府道) 八幡木津線 (山手幹線) より東側) については、引き続き持続的な維持管理について関係機関と調整します。
 - (府道) 生駒精華線 (精華大通り線) については、引き続き持続的な維持管理について関係機関と調整するとともに、生駒市の開発と連携した (町道) 大通り西線の西側 (生駒市の高山地区方面) への延伸について、京都府、奈良県及び生駒市と協議・検討します。

③ 補助幹線道路

- 補助幹線道路は、広域幹線道路や幹線道路を補完するとともに、本町内で発生する交通を効率的に集散させるための補助的な道路です。
- 本町では、(府道) 八幡木津線 ((都市計画道路) 山手幹線部分を除く)、枚方山城線 (八幡木津線 (山手幹線) より西側)、生駒精華線、けいはんな記念公園木津線、相楽台桜が丘線、(町道) 菅田・植田線、柏田駅東線、舟・僧坊線、僧坊・前川線、菅井・菅田線、祝園東畑線 (中央通り線)、祝園・砂子田線、植田西線、美濃谷幹線、柘榴東畑線、光台環状線、上中高の原停車場線及び東西幹線 1 号線を補助幹線道路と位置づけ、整備・延伸と持続的な維持管理について関係機関と調整します。
- JR 祝園駅、近鉄新祝園駅周辺の「中心的エリア」内に位置する補助幹線道路は、本町を象徴する玄関口となる道路空間の形成を図ります。

④ 生活道路

- 補助幹線道路等にアクセスする日常生活で利用する生活道路のうち、対面通行が困難な狭あい道路や、見通しが悪い道路等については、車の往来状況等を踏まえ、周辺住民の理解と協力を得ながら整備を図ります。

⑤ 鉄道及び鉄道駅周辺

- 学研都市における広域的な公共交通ネットワークの強化のため、京阪奈新線新祝園ルート延伸のほか、JR学研都市線の高速化、複線化に向けて関係機関と調整します。
- 学研都市の狛田東・狛田西地区の開発による産業立地及び京都府立大学キャンパス整備に伴う通勤・通学者などの人流増加に対応し、段階的な駅前広場等の整備を検討します。
- 鉄道沿線を横断する踏切の安全性とスムーズな通行が確保できるよう、(町道)舟・僧坊線、(町道)南稲・北ノ堂線における踏切の拡幅に向け、鉄道事業者等と調整します。

⑥ 路線バス等

- 町内の公共交通体系において、根幹となる路線バスについては、利用者ニーズに適した利便性の向上を図るため、交通事業者などと協議・調整を継続して行います。
- 路線バスでは対応が困難な地域の公共交通需要に対しては、小型バスやデマンド交通等によるコミュニティ交通を運行することで、地域における交通手段を確保します。

⑦ その他

- 防災上必要な道路橋梁については、計画的な修繕や耐震補強などを実施し、利用者の安全確保に努めます。
- 「精華町鉄道駅等バリアフリー基本構想」の特定事業計画に位置づけられた各事業について、着実な整備を進められるよう関係機関と調整します。
- 通過交通の流入や車両速度抑制の効果が期待できる「ゾーン30プラス」等の物理的デバイスを組み合わせた規制や安全な自転車通行のための「自転車通行空

間」整備等の検討とともに、効果的な交通安全施設の整備を図り、警察署等と協力して歩行者や自転車利用者の安全を優先した交通安全対策を進めます。

- 「けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画」に基づき、学研都市への鉄道アクセスの整備及び文化学術研究地区間や市町の行政界を越える公共交通の整備に向けて、京都府や京都府学研都市3市町（京田辺市・木津川市・本町）による広域的な取組みを進めます。

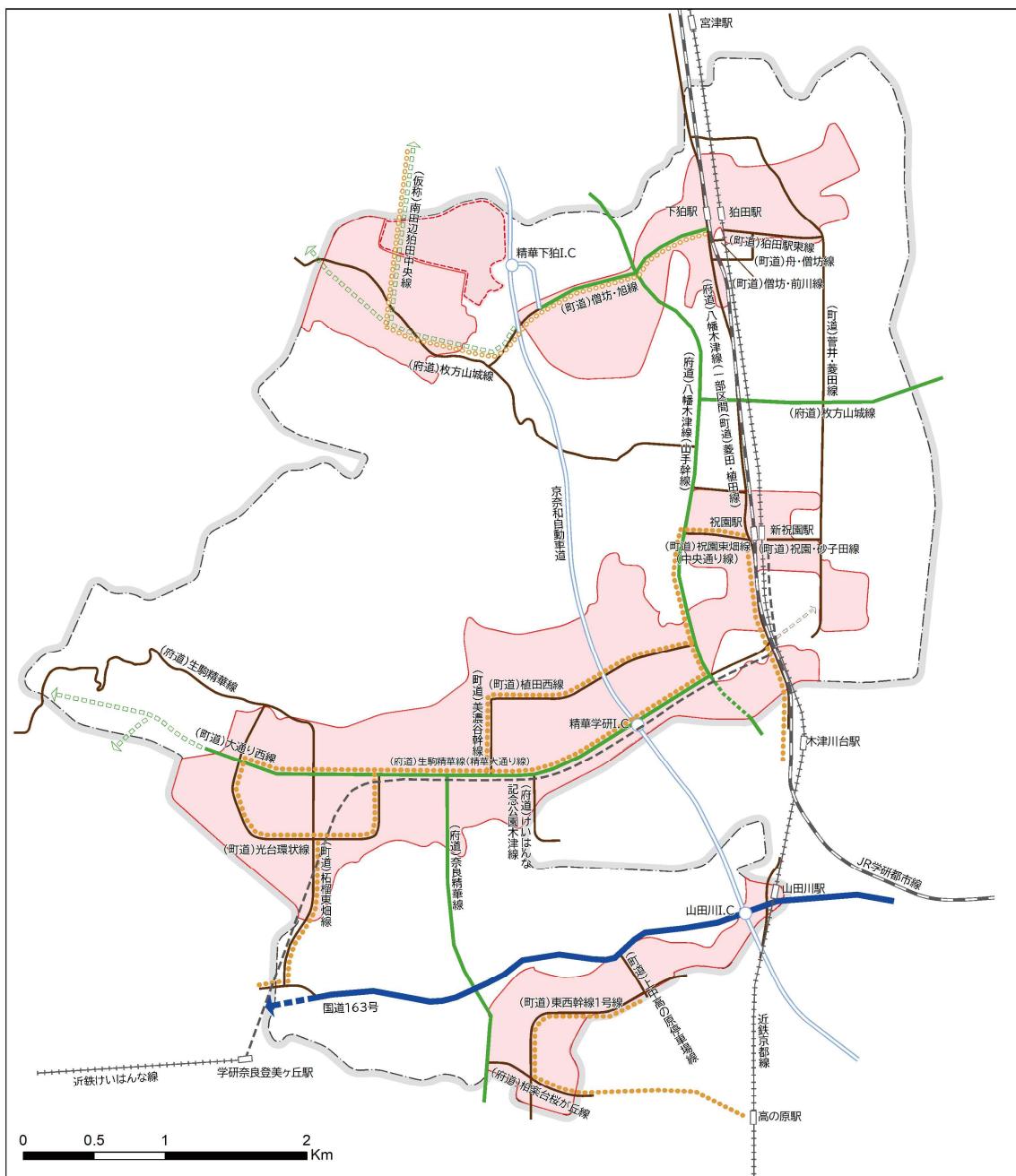


図 交通施設整備方針図

【凡例】

- 鉄道(JR)
- 鉄道(近鉄)
(※破線は構想鉄道)
- バス路線
(※白抜きは構想路線)
- 広域幹線道路(自動車専用道路)
- 広域幹線道路(国道)
(※破線は未整備路線)
- 幹線道路
(※破線は未整備路線、白抜き破線は構想路線)
- 補助幹線道路
(※白抜き破線は構想路線)
- 行政界
- 市街化区域
(※破線は特定保留区域)